公益通報者保護規程

（目　的）

第1条　NPO法人報徳食品支援センター（以下、「この法人」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼を確保しこの運営のあり方について明らかにするため、「公益　通報者保護規程」（以下、「この規程」という。）を定める。

（対象者）

第2条　この規程は、この法人及び業務委託先の役員、及び職員・嘱託・臨時雇用者・契約職員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下、「役職員」という。）に対して適用する。

（通報等）

第3条　この法人、この法人の役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて役職員が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下、「通報等」という。）をすることができる。

2　前項の申告事項を提供した者（以下、「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。

3　役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第4条　この規程に基づいて通報等をする場合、役職員は、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をすることができる。

2　役職員から通報等を受けるヘルプライン窓口を設置する。 ヘルプライン窓口の責任者は、コンプライアンス責任者とする。

（通報等の窓口での対応）

第5条　ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。 ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2　無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行なうため、通報等は原則として実名によるものとする。但し、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3　守秘義務に関する規定は、この規程の定めにしたがって行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）

第6条　通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して、速やかに調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2　通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項へ

の反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

（公正公平な調査）

第7条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）によっては、直ちにコンプライアンス責任者、コンプライアンス委員会に報告し、調査チームを設置することが出来る。また、 その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス責任者、コンプライアンス委員会に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、ヘルプライン窓口または調査チームにおいて調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。

3 ヘルプライン窓口、調査チーム、又はコンプライアンス委員会における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行う。

4 前項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報については、プライバシーの侵害とならないよう、十分に注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。

ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

（調査結果に基づく対応）

第9条 調査結果が重大である場合には、コンプライアンス責任者は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は専務理事に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続をとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(但し、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

（情報の記録と管理）

第10 条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者及び調査担当部署は、通報者の氏名、

通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録･保管するものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者、調査チーム又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この法人の役職員は、ヘルプライン窓口の担当者、調査担当部署の担当者に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

（懲戒等）

第11 条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、前条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い訓戒、減給、出勤停止、又は解雇とする。

ただし、 役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については理事長がこれを行う。

（不利益の禁止）

第12条 この法人の役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（公益通報者保護制度のための教育）

第13条 この法人は、この法人の役職員に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規定を含むこれらの事項について、研修を受けるものとする。

（改 廃）

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和3年3月31日から施行する。

（別表）不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）

2 この法人の役員、役職員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為

3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）

4 この法人の倫理規定に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）

5 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為